

現状と課題

犯罪被害者等が直面する問題

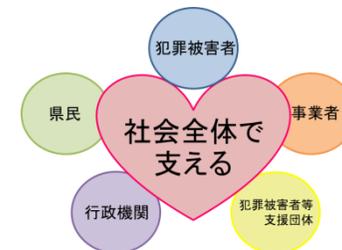


影響

生命、身体、財産に対する直接的被害

- ・心身の不調
- ・不本意な転居、収入の途絶
- ・周囲の人の心ない言動
- ・マスコミの過剰な取材、報道
- ・裁判等に伴う精神的、時間的負担等
- ・再被害の不安、恐怖

精神的なケア、医療・福祉、生活・経済的支援など社会全体で支援を行っていくことが必要



計画の策定趣旨

犯罪被害者等の多様なニーズに応じた必要な支援を途切れることなく受けることができる社会の実現のため、県の支援施策を体系的に整理し、総合的かつ計画的に推進するために策定

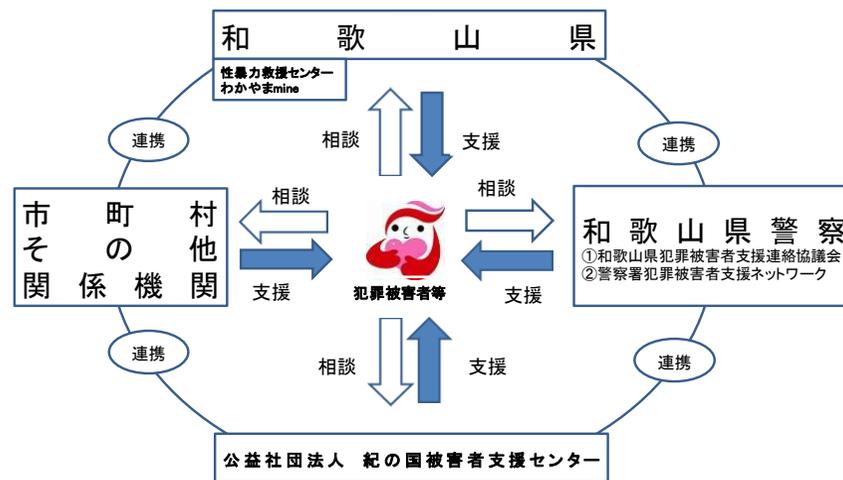
計画の根拠及び期間

- 根拠：和歌山県犯罪被害者等支援条例 第8条
- 期間：令和2年度～令和7年度（6年間）

計画の基本方針

- ①犯罪被害者等を支えるための体制づくり
- ②精神的・身体的被害及び生活基盤の回復
- ③犯罪被害者等を支える地域社会の形成

支援及び推進体制



【策定体系】

犯罪被害者等の多様なニーズに応じた必要な支援を途切れることなく受けることができる社会の実現

基本方針

犯罪被害者等を支えるための体制づくり

精神的・身体的被害及び生活基盤の回復

犯罪被害者等を支える地域社会の形成

施策の柱

支援体制の整備・充実

精神的・身体的被害の回復・防止

損害回復・経済的支援等

県民の理解の増進

具体的施策

- (1) 相談及び情報の提供等
 - ・わかやまmineにおけるカウンセリング支援
- (2) 刑事手続に関する情報の提供等
 - ・捜査に関する適切な情報提供等（被害者連絡責任者等の指定）
- (3) 調査研究の推進等
 - ・犯罪被害者等支援に従事する職員に対する研修会の開催
- (4) 犯罪被害者等支援団体に対する援助

- (1) 保健医療サービス及び福祉サービスの提供
 - ・犯罪被害者等に対するカウンセリングの充実
- (2) 安全の確保
 - ・再被害防止措置の推進
- (3) 保護、捜査、公判等の過程における配慮等
 - ・性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置

- (1) 損害賠償の請求についての援助
 - ・弁護士による無料法律相談
- (2) 経済的負担の軽減
 - ・犯罪被害者等への生活資金の貸付
- (3) 居住の安定
 - ・県営住宅への優先入居措置
- (4) 雇用の安定
 - ・労働問題全般に関する労働相談

- (1) 県民の理解の増進
 - ・中学生・高校生を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」の開催
 - ・啓発イベントの開催や広報紙等を活用した広報啓発の実施